

|                     |
|---------------------|
| 庁 議 案 件 No. 6       |
| 令 和 3 年 1 1 月 2 4 日 |
| 所 管 財 政 局 税 務 部     |
| 市民人権局 市民生活部         |
| 子ども青少年局 子ども青少年育成部   |
| 建 築 都 市 局 交 通 部     |
| 建 築 都 市 局 住 宅 部     |

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                           | 令和3年第4回市議会（定例会）に追加提案する議案について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 経 過 ・ 現 状<br>政 策 課 題          | <p>【経過】</p> <p>令和3年10月21日 「堺市財政危機脱却プラン（案）」公表</p> <p>10月22日 「堺市財政危機脱却プラン（案）」に対するパブリック<br/>～11月18日 コメントの実施</p> <p>＜パブリックコメント実施結果＞</p> <p>○意見提出人数：138人</p> <p>○意見項目数：284件</p> <p>（うち11月議会でも条例改廃が必要な取組項目に対する意見項目数）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票等・税証明の窓口交付手数料の見直し 4件</li> <li>・日高少年自然の家の廃止 6件</li> <li>・おでかけ応援制度の対象年齢の見直し 56件</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 対 応 方 針<br>今 後 の 取 組<br>（ 案 ） | <p>8月議会での議論やパブリックコメントにおける意見等を踏まえ対応を検討した結果、以下の通り関係条例を改廃することとし、11月議会に付議する。</p> <p>(1) 堺市手数料条例（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手数料の改正を含む）</p> <p>①改正の趣旨・内容</p> <p>堺市財政危機脱却プラン（案）における取組項目である住民票等及び税証明の窓口手数料等の見直し及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴う所要の改正のため、条例改正案を11月議会へ上程する。</p> <p>②施行期日</p> <p>令和4年5月1日</p> <p>(2) 堺市立日高少年自然の家条例</p> <p>①廃止の趣旨・内容</p> <p>東日本大震災以降利用者が減少していること、施設の老朽化に伴い維持管理に係る費用が増加していること等を踏まえ、施設を廃止する。</p> <p>②施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 堺市おでかけ応援利用者証条例</p> <p>①改正の趣旨・内容</p> <p>制度の対象年齢を令和4年4月1日に「65歳以上」から2年毎に1歳引き上げ、令和12年度に「70歳以上」に見直す。</p> <p>ただし令和4年4月1日時点で65歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）は引き続きおでかけ応援制度を利用できる（転入者含む）</p> |

|               |                   |
|---------------|-------------------|
|               | ②施行期日<br>令和4年4月1日 |
| 効果の想定         |                   |
| 関係局との<br>政策連携 | 市政集中改革室           |

(案)

議案第 号

## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条各号中「200円」を「300円」に改める。

第6条中「250円」を「300円」に、「200円」を「150円」に改める。

第10条各号中「200円」を「300円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 町名不存在に関する証明手数料 1件 300円

第11条及び第13条各号中「200円」を「300円」に改める。

第34条第1号中「第3項」を「第5項」に、「3,419,400円」を「3,453,000円」に改め、同条第3号ア中「同項第3号イに規定する」の次に「方法若しくは」を加え、同条第5号中「1,709,700円」を「647,500円」に改め、同条第6号中「決定」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等の選任」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例に係る許可申請手数料

1件 160,000円

### 附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条第3号の改正規定 公布の日

(2) 第34条（第3号を除く。）の改正規定 令和4年2月20日

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 長期にわたり額を改定していない住民票の写し、納税証明書等の交付等に係る手数料について、受益者負担の適正化の観点等から、これらの額を改定することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正等に伴い、同法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等について、新たに手数料の額を定め、及び改定することとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和4年5月1日から施行するものであること。ただし、1(2)に係る改正規定のうちの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 規定整備に係る改正規定 公布の日
- (2) 前号以外の改正規定 令和4年2月20日

(案)

議案第        号

## 堺市立日高少年自然の家条例を廃止する条例

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の堺市立日高少年自然の家条例（以下「旧条例」という。）第10条に規定する指定管理者の役員又は職員であった者に係る旧条例第17条第1項第4号の規定による義務については、なお従前の例による。

## 堺市立日高少年自然の家条例の廃止について

### 1 廃止の理由

堺市立日高少年自然の家について、東日本大震災以降利用者が減少していること、施設の老朽化に伴い維持管理に係る費用が増加していること等を踏まえ、この公の施設を廃止することとし、本条例を廃止するものであること。

### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

(案)

議案第        号

## 堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部を改正する条例

堺市おでかけ応援利用者証条例（平成２６年条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「６５歳」を「７０歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和４年４月１日から令和１３年３月３１日までの間において、次の表の左欄に掲げる者に対するこの条例による改正後の第２条の規定の適用については、同条中「７０歳」とあるのは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 昭和３２年４月１日以前に生まれた者              | ６５歳 |
| 昭和３２年４月２日から昭和３３年４月１日までの間に生まれた者 | ６６歳 |
| 昭和３３年４月２日から昭和３４年４月１日までの間に生まれた者 | ６７歳 |
| 昭和３４年４月２日から昭和３５年４月１日までの間に生まれた者 | ６８歳 |
| 昭和３５年４月２日から昭和３６年４月１日までの間に生まれた者 | ６９歳 |

## 堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

平成16年度から実施しているおでかけ応援制度について、昨今の高齢者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、制度対象者の年齢見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

# 堺市おでかけ応援利用者証条例の改正について

## 条例改正の背景

- ・ 「おでかけ応援制度」は公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満 65 歳以上の堺市民が公共交通機関を 1 乗車 100 円で利用できる制度である。
- ・ 令和 3 年 2 月 8 日の「堺市財政危機宣言」を受け、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、本制度の対象年齢の見直しを行う。
- ・ 令和 4 年 4 月 1 日からの対象年齢見直しを行うためには、令和 4 年度に新規に 65 歳になる方への申請書兼納付書の新規発送停止を令和 4 年 1 月上旬に実施する必要があるため、11 月議会での条例改正を行うもの。

## 制度を取り巻く環境

### < 現行の制度対象者について >

- ・ 「堺市の住民基本台帳に記載されている方」「満 65 歳以上の方」が制度の対象。

### < 市負担額の増加 >

- ・ 制度開始当初の 15,927 千円（平成 16 年度決算額）から 500,666 千円（R 1 年度決算額）へと市負担額が大きく増加している。

### < 高齢者を取り巻く環境の変化 >

- ・ 全国の 65 歳から 69 歳の就業率は約 3 割（平成 16 年度）から約 5 割（令和 2 年度）に上昇（総務省「労働力調査」）
- ・ 高齢者における体力・運動の能力は 5 歳程度若返っている（スポーツ庁「体力・運動能力調査」）
- ・ 70 歳までの就業機会の確保を努力義務とする「改正高年齢者雇用安定法」の施行（R3.4.1）
- ・ 全国の運転免許の自主返納件数は 70 歳以上から増加（図 1 参照）
- ・ 他都市の高齢者交通料金施策は 70 歳以上が大半（政令市 14 市のうち 10 市）

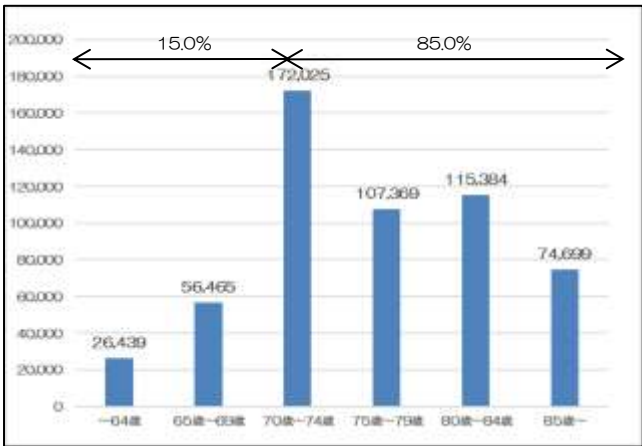
#### ■対象年齢 70 歳以上の政令市

札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、大阪市、  
神戸市、京都市、福岡市、熊本市

#### ■対象年齢 75 歳以上の政令市

北九州市

（図 1）運転免許自主返納件数【令和 2 年】



## 改正のポイント

### < 対象年齢の引き上げ >

- ・ 制度の対象年齢を令和 4 年 4 月 1 日に「65 歳以上」から 2 年毎に 1 歳引き上げ、令和 12 年度に「70 歳以上」に見直す。  
ただし令和 3 年度末時点で 65 歳以上の方（昭和 32 年 4 月 1 日以前に生まれた方）は引き続きおでかけ応援制度を利用することができる。（転入者含む）

制度対象年齢表

| 生年月日            | 3年度 | →制度見直し開始 |     |     |     |     |     |      |      | →制度完成 |      |
|-----------------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-------|------|
|                 |     | 4年度      | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度  | 13年度 |
| 制度対象年齢          | 65歳 | 66歳      | 66歳 | 67歳 | 67歳 | 68歳 | 68歳 | 69歳  | 69歳  | 70歳   | 70歳  |
| S31.4.2～S32.4.1 | 65歳 | 66歳      | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 | 71歳 | 72歳  | 73歳  | 74歳   | 75歳  |
| S32.4.2～S33.4.1 | 64歳 | 65歳      | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 | 71歳  | 72歳  | 73歳   | 74歳  |
| S33.4.2～S34.4.1 | 63歳 | 64歳      | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳  | 71歳  | 72歳   | 73歳  |
| S34.4.2～S35.4.1 | 62歳 | 63歳      | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳  | 70歳  | 71歳   | 72歳  |
| S35.4.2～S36.4.1 | 61歳 | 62歳      | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳  | 69歳  | 70歳   | 71歳  |
| S36.4.2～S37.4.1 | 60歳 | 61歳      | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳  | 68歳  | 69歳   | 70歳  |

制度対象 制度対象開始 見直し範囲